平成２５年（フ）第１２６２１号
東京都港区高輪２丁目15番21号
破産者　浜口通販株式会社
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３号
富山市総曲輪１丁目９番13号
破産者　有限会社えび正
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９８号
長野市大字高田2083番地５
破産者　合資会社ウィンベル
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８１号
大阪府箕面市瀬川４丁目15番45―404号
破産者　元見　利幸
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８７１号
大阪市住之江区平林南２―１―46、商業登記簿上の本店所在地大阪市住之江区平林北２丁目６番107号
破産者　株式会社利源
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５２７号
大阪市福島区大開３丁目８番16号
破産者　有限会社タスクエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７７号
大阪府吹田市豊津町12番41号
破産者　株式会社ネクストコンサルティング
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１号
堺市中区堀上町29番地１　ラ・フォーレ松ノ下106号
破産者　久野　忠司
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１５号
大阪府富田林市喜志町３丁目５番20号
破産者　メディカルコアシステム株式会社
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６６号
堺市堺区海山町１丁31番地の10
破産者　株式会社阪本電業社
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
北海道室蘭市中島町２丁目２番７号
破産者　有限会社友輪電工
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
北海道北見市北２条西６丁目２番地
破産者　有限会社草野米穀店
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
北海道網走郡美幌町字栄町１丁目２番地の７、開始決定時の住所北海道北見市北２条西６丁目２番地
破産者　草野　博介
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第９４３６号
東京都立川市柏町１丁目22番地の30
破産者　サカモト商事株式会社
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８２７号
東京都江戸川区瑞江１丁目30―12
破産者　栗原フサエ（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９９３号
山梨県上野原市上野原2064―２、開始決定時の住所東京都立川市柏町１丁目22―30
破産者　坂本美智子
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１７号
東京都東大和市蔵敷３丁目1197番地の１芝中住宅イ３―108号
破産者　村上　秋男
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９３６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2218番地１南ハイツ101号
破産者　原田　鉄雄
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０６８号
東京都日野市万願寺３丁目51番９号
破産者　有限会社平製作所
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０６９号
東京都日野市東平山１丁目７番地の８平山住宅312滝沢奈緒美方、住民票上の住所東京都日野市石田２丁目６番地の12
破産者　平　　昌治
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１２４号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―10―607
破産者　古田　泰穂
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部